

第2次亀山市障がい者福祉計画に関する実績等報告書(令和2年度)

(健康福祉部地域福祉課)

計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 8 年度
位置付け	本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市障害児福祉計画」を包含した障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市障害福祉計画」とを一体的に策定するとともに、あわせて、第2次亀山市総合計画に即しつつ、特定の課題に対応するものである。
目的・概要	計画の基本理念である「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」をめざし、障がい者福祉にかかる「地域で安心して暮らせるまちづくり、多様性を尊重し、つながり合う環境づくり、自立した生活のできる体制づくり」を基本目標に掲げている。
計画の骨格	<p>(3) 計画の体系</p> <pre> graph LR A[基本理念 生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち] --> B[基本目標] B --> B1[1 地域で安心して暮らせるまちづくり] B --> B2[2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり] B --> B3[3 自立した生活のできる体制づくり] B1 --> C1[(1)地域で支え合う共生社会の実現] B1 --> C2[(2)相互理解と交流の促進] B2 --> C3[(3)包括的相談支援体制の構築] B2 --> C4[(4)障がい児支援体制の確保] B3 --> C5[(5)雇用・就業機会の確保と拡大] B3 --> C6[(6)自立生活のための環境整備] C1 --> D1[①障がいと障がいのある人への理解の促進 ②ボランティア活動の推進 ③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発 ④虐待防止の啓発] C2 --> D2[①障がい者差別解消に向けた取組の推進 ②交流イベント等の開催 ③福祉教育の推進] C3 --> D3[①早期発見・早期治療の推進 ②総合相談窓口の設置 ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④障がいのある人の家族支援] C4 --> D4[①療育体制の充実 ②医療的ケア児の支援の充実 ③子育てを支援する受入体制の整備 ④特別支援教育の充実] C5 --> D5[①就労準備支援の充実 ②雇用の場の確保 ③就労定着に向けた支援] C6 --> D6[①障がい福祉サービスの充実 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③防災・安全対策の充実 ④権利擁護対策の充実(成年後見制度の利用促進)] </pre>

成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1					
2	別紙参照				
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<p>・ヒューマンフェスタin亀山では、講演会等の開催により、共生社会の理念普及や福祉意識向上につながった。また、まちづくり協議会福祉委員を対象とした亀山市社会福祉協議会主催の研修会では、市担当と障害者総合相談支援センターあい相談員が講師として参加し、障がい者への理解を深めることができた。地域自立支援協議会においては、差別解消に関する相談実績の報告等の協議を行った。他、障害者就業生活支援センターやハローワーク等と連携し、就労支援を行った。</p> <p>・「にじいるネット研究会」における医療的ケア児(者)にかかるスーパーバイズチームの結成や新たに小山田記念温泉病院との「KUKS」の協定により、障がい児(者)の支援体制が充実した。障害福祉サービスの利用について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により生じた課題に随時対応し、災害の備えとして亀山市福祉避難所マニュアル(ひな形)を作成した。</p>
成果	<p>・地域における支援体制の構築に向けた活動を推進し、「ボランティアの育成、ひきこもりの実態調査検討、地域自立支援協議会での差別解消に向けた協議」等、地域で安心して暮らせるまちづくりにつなげることができた。支援により、福祉施設から5人が一般就労することができた。</p> <p>・子どもの療育事業、専門機関と連携した巡回相談に加え、多機関連携による医療的ケア児支援や小児リハビリテーション支援等、子育て支援の充実に繋がった。</p> <p>・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては、鈴鹿亀山圏域で協議の場を設置し、顔の見える環境づくりを進めた。</p> <p>・コロナ禍のニーズに対応したサービスを提供や市内7か所の福祉避難所協定事業所マニュアル整備等、障がいのある人の自立した生活のできる体制づくりを進めた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>障がいのある人の自立生活に向け、障害者総合相談支援センターあいや計画相談支援事業所による相談支援や、就労移行支援事業等の就労に向けた福祉サービスの提供、ハローワークによる就職面接会など就労に向け継続した支援を行った。また、通所入浴サービスを自粛し入浴が十分にできていない重度障がい者に対し、訪問入浴サービスを提供する等、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう福祉サービスの充実につながった。</p>

反省点・課題	<p>障がい者が安心して地域で暮らせるよう、地域における支援者の理解を深める啓発活動が必要である。また、障がい者を取り巻く相談は、個人だけでなく世帯全体の支援が必要なケースが顕在化しており、総合的・専門的な支援体制の構築に向け、基幹相談支援センター機能の強化や地域生活支援拠点等の整備が必要である。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>地域における支援者に対する障がい者への理解を深める取組みや、基幹相談支援センターの必要な機能を補完できるよう、地域活動支援事業を活用し相談支援体制の見直しなどを進め、障がい者の地域における生活を支援する拠点づくりにつなげていく。</p>
--------	---

第5期 障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画【進捗管理】

1 第5期亀山市障がい福祉計画の概要

第5期亀山市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（平成30年～令和2年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めたものです。

2 計画期間における目標値

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、平成28年度末時点における施設入所者数の9%以上を令和2年度末までに地域生活へ移行することとし、また、令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本目標としています。

項目	数値	進捗					
28年度末時点の入所者数(A)	31人						
目標年度入所者数(B)	30人						
【目標値】 削減見込(A-B)	1人減 (3%)	平成 30 年度	0	令和 元 年度	0	令和 2 年度	0
【目標値】 地域生活移行者数(施設入所から 地域生活へ移行した人の数)	3人 (9%)	平成 30 年度	1	令和 元 年度	0	令和 2 年度	0

【令和2年度 成果・課題】

平成30年度に1人がグループホームに移行されたが、令和元年度、令和2年度においては地域移行した人はいなかったことから目標は達成できなかった。今後、地域移行ができそうな人に対して、地域移行支援事業を活用するなど、入所施設等の関係機関と連携を図りながら取り組んでいく。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、令和2年度末までに市町村ごと、あるいは複数の市町村共同で、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを成果目標としています。

項目	数値	進捗					
【目標値】 2年度末の保健・医療・福祉関係 者による協議の場の設置	1か所 鈴鹿・亀山圏域	平成 30 年度	0	令和 元 年度	0	令和 2 年度	1

【令和2年度 成果・課題】

鈴鹿・亀山圏域において、精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加するワーキング(11回開催)を設置し、当該ワーキングを協議の場に位置付け目標は達成できた。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、令和2年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを成果目標としています。

項目	数 値	進 捗					
		平成 30 年度	0 か所	令和 元 年度	0 か所	令和 2 年度	0 か所
【目標値】 2年度末の地域生活支援拠点の 整備数・場所	1 か所 鈴鹿・亀山圏域						

【令和2年度 成果・課題】

面的整備型の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域の各部会において、相談体制や緊急時の対応方法などについて、事業所等との意見交換を行ったが、基幹相談の体制が十分でないこともあり整備することができなかった。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数

国の指針では、令和2年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とすることを基本目標としています。

項目	数 値	進 捗					
		平成 30 年度	7 人	令和 元 年度	5 人	令和 2 年度	5 人
28年度の 年間一般就労移行者数	4 人						
【目標値】 2年度の年間一般就労移行者数	6 人 (1.5倍)						

【令和2年度 成果・課題】

就労継続支援A型事業所から4人、就労移行支援事業から1人が一般就労につながったが、目標達成には至らなかった。障害者就業・生活支援センターや福祉施設などと情報共有や連携を図りながら、一般就労に移行できるよう継続的な支援を行う。

就労移行支援事業の利用者数

国の指針では、令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加することを成果目標としています。

項目	数 値	進 捗					
		平成 30 年度	3 1 人	令和 元 年度	2 6 人	令和 2 年度	2 9 人
28年度末の 就労移行支援事業の利用者数	1 4 人						
【目標値】 2年度末の 就労移行支援事業の利用者数	1 7 人 (121%)						

【令和2年度 成果・課題】

令和2年度末の就労移行支援事業の利用者は29人(207%)となり、目標達成できた。特別支援学校在学学生のアセスメント(就労面の評価)の利用など、当該事業は継続的に利用ニーズがある。アセスメントを参考とした本人の適正に応じた就労や、当該事業利用者の意向に沿った就労につなげつつ、利用者の確保に努めていく。

就労移行支援事業所の就労移行率

国の指針では、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、令和2年度末までに全体の5割以上とすることを成果目標としていますが、市内では事業所が1か所であり、令和2年度末までに就労移行率が3割以上となるよう支援を行います。

項目	数値	説明
【目標値】 2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする。	1か所	2年度における就労移行支援事業所の数
	0か所	2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の数
	0%	2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

【令和2年度 成果・課題】

平成30年度に市内の事業所が1か所になり、鈴鹿・亀山圏域において、令和元年度では6事業所となった。就労移行支援事業の利用者は安定して多い傾向にあるものの、就労につながるケースは少ないため、事業所の参入を図りつつ、事業所と連携した就労につながる支援が必要である。

就労定着支援事業による職場定着率

国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを成果目標としています。

項目	数値	説明
【目標値】 元年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を7割以上とする。	2人	平成30年度中に新規で就労定着支援事業を利用した者の数(A)
	1人	Aのうち令和元年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数(B)
	50%	元年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(B/A)

【令和2年度 成果・課題】

平成30年度の就労定着支援事業の利用者は2人であり、令和元年度末において1名は職場に定着している。1名は休職中したため就労定着支援事業は休止し、就労継続支援B型を利用して職場復帰を目指している。令和元年度中に新規で就労定着支援事業を利用したのは3人で、令和2年度末まで事業を継続し一般就労を継続しており、職場定着率は目標を達成した。今後も、本事業の利用を継続しつつ、職場定着率の向上を図っていく。

項目	数値	説明
【目標値】 2年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。	3人	令和元年度中に新規で就労定着支援事業を利用した者の数(A')
	3人	A'のうち令和2年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数(B')
	100%	2年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(B'/A')

3 障がい福祉サービスの目標とその確保のための方策

(1) 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間/月）	627	706	785	750	800	850
	利用者数（人/月）	57	61	65	50	53	55
実績値	給付時間（時間/月）	637	763	698	738	788	728
	利用者数（人/月）	49	51	52	58	60	54

重度訪問介護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間/月）	260	260	260	250	500	750
	利用者数（人/月）	1	1	1	1	2	3
実績値	給付時間（時間/月）	28	3	223	328	350	350
	利用者数（人/月）	0.2	0.1	1	1	1	1

同行援護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間/月）	40	60	84	50	55	60
	利用者数（人/月）	4	5	6	5	6	7
実績値	給付時間（時間/月）	43	50	55	58	80	42
	利用者数（人/月）	4	4	3	3	5	4

行動援護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間/月）	20	40	60	10	20	30
	利用者数（人/月）	1	2	3	1	2	3
実績値	給付時間（時間/月）	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3
	利用者数（人/月）	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3

重度障害者等包括支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間/月）	0	0	260	0	0	250
	利用者数（人/月）	0	0	1	0	0	1
実績値	給付時間（時間/月）	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0

サービスを確保するための方策

ホームヘルパーの人材不足により、サービスを必要とする人が必要な量のサービスを受けられない現状を改善し、福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者が地域生活へ移行するためにも、訪問系サービスの提供体制を整える必要があります。

事業所の新規参入を働きかけ、夜間や早朝にも対応できる事業所の確保やホームヘルパー等の人材確保に努めます。また、障がい特性に配慮した対応ができるよう、県が実施する研修等の情報提供を行い、支援者のスキルアップにつなげます。

【令和2年度 成果・課題】

【居宅介護】

給付時間・利用者数は年々増加傾向にあったが、令和2年度は介護保険への移行、施設入所、死亡等の理由により、給付時間・利用者数とも減少となった。今後は、自宅での介護ニーズの高まりにより、利用者数の増加が見込まれ、併せて給付時間も伸びると思われる。

【重度訪問介護】

平成29年2月から継続的に1名の利用があり、状況に応じて給付時間が増加となっている。令和2年度は、利用者数、給付時間ともに増加すると見込んだが、実績は横ばいであった。今後も必要とされる人に対し、サービスの利用案内や情報提供を行い、適切な支給量になるよう努める。

【同行援護】

給付時間は年々増加傾向にあったが、令和2年度実績においては新型コロナウイルス感染拡大防止による影響で給付時間が減少している。今後も視覚障がい者の社会参加や地域生活を支援できるよう、計画相談事業所等と連携を図っていく。

【行動援護】

市内には事業者がなく、鈴鹿・亀山圏域においても、2箇所しかないのが現状である。本市の利用者は少ないものの、市内で対応できるよう、事業者の参入を促していく。

【重度障害者等包括支援】

県内には対応できる事業者がないのが現状である。現状本市において、利用希望はないものの利用ニーズの把握に努める。

(2)日中活動系サービス

生活介護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	1,834	2,067	2,328	1,800	1,900	2,000
	利用者数(人/月)	96	106	117	95	100	105
実績値	給付時間(人日/月)	1,622	1,649	1,752	1,869	1,902	1878
	利用者数(人/月)	88	89	92	98	100	99

自立訓練

【機能訓練】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	46	46	46	60	70	90
	利用者数(人/月)	2	2	2	3	3	4
実績値	給付時間(人日/月)	5	9	39	20	9	3
	利用者数(人/月)	0.8	0.9	2	1	0.9	0.2

【生活訓練(宿泊型自立訓練含む)】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	69	69	69	70	90	110
	利用者数(人/月)	3	3	3	3	4	5
実績値	給付時間(人日/月)	39	19	39	27	6	32
	利用者数(人/月)	2	1	2	1	0.3	1

就労移行支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	138	138	138	250	270	290
	利用者数(人/月)	6	6	6	15	16	17
実績値	給付時間(人日/月)	144	197	254	168	158	264
	利用者数(人/月)	9	13	15	10	9	14

就労継続支援

【A型：雇用型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	394	430	465	670	700	730
	利用者数(人/月)	22	24	26	32	33	34
実績値	給付時間(人日/月)	591	671	632	693	641	728
	利用者数(人/月)	32	34	32	35	32	36

【B型：非雇用型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	1,372	1,504	1,654	1,600	1,700	1,800
	利用者数（人／月）	73	80	88	85	90	95
実績値	給付時間（人日／月）	1,280	1,430	1,437	1,523	1,656	1839
	利用者数（人／月）	69	77	81	89	94	103

就労定着支援【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数（人／月）				4	5	6
実績値	利用者数（人／月）				0.5	3	3

療養介護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数（人／月）	8	8	8	11	11	12
実績値	利用者数（人／月）	10	10	11	10	10	9

短期入所（ショートステイ）

【福祉型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	78	86	94	190	225	260
	利用者数（人／月）	10	11	12	19	22	25
実績値	給付時間（人日／月）	128	134	179	215	249	221
	利用者数（人／月）	12	12	19	25	29	27

【医療型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	39	60	87	5	5	10
	利用者数（人／月）	5	6	7	1	1	2
実績値	給付時間（人日／月）	6	2	5	6	7	5
	利用者数（人／月）	1.4	0.6	1	1	2	1

サービスを確保するための方策

日中活動系のサービスについては、「生活介護」「就労継続支援B型」の利用が多くなっています。福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労継続支援事業所に継続して通所できている利用者に対しては、計画相談支援事業所等とも連携しながら、一般就労につながるよう取り組んでいきます。

また、「短期入所（福祉型）」についても、利用者が多く、需要の高さがうかがえます。市内には定員5名の施設が1カ所しかないため、緊急時にも受け入れが可能となるよう事業者へ参入を促すととともに、鈴鹿・亀山圏域で広域的に空床の有効活用を図るためのシステムづくりの検討を行います。

【令和2年度 成果・課題】

【生活介護】

給付時間・利用者数ともに概ね横ばい傾向で、令和2年度の給付時間・利用者数の実績値は見込値に及ばなかった。今後も利用者の増加は見込まれ、あわせて給付時間も増加していくと思われる。

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

機能・生活訓練ともに見込値には達していないものの、利用者のサービス利用が定着している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止による影響で新規の受入れができない事業所もあった。利用を希望される方に対してサービスの利用案内や支給決定・支給量に繋がるよう努める。

【就労継続支援（A型・B型）、就労移行支援、就労定着支援】

就労継続支援（A型）からは、令和元年度に2名、令和2年度は4名一般就労に繋がった。令和2年度の給付時間、利用人数の実績は、概ね見込値に近く、一般就労への訓練を行う就労継続サービスとしてなくてはならないものとして定着している。

就労継続支援（B型）は、平成27年度から年々増加しており、令和2年度は給付時間・利用者数ともに見込値を超える結果となった。

就労移行支援は利用者数、給付時間ともに見込値には達していないものの、令和2年度に1名が一般就労に繋がるなど成果をあげている。

就労定着支援は、利用者数は令和元年度から令和2年度にかけ横ばいとなっており、見込値に達していないものの、今後も、就労定着に向けて利用者の促進に繋げていくことから給付時間も増加していくと思われる。

【療養介護】

平成27年度から継続的な利用者があり、引き続き利用が見込まれる。今後もサービスの利用が見込まれる方に案内を行い、サービス利用の必要な方の支援につながるよう努める。

【短期入所（福祉・医療型）】

福祉型は、利用者数の増加に伴って、給付時間も年々増加していたが、令和2年度においては減少となった。しかし、介護者の高齢化を背景として今後も福祉型の利用は増加していくこと予想され、ニーズに対応できるよう、事業との調整を図っていく。

医療型は、サービスの利用者・給付時間ともに増加し、今後も継続的な利用が見込まれる。

(3)居住系サービス

自立生活援助

【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数(人/月)				0	0	1
実績値	利用者数(人/月)				0	0	0

共同生活援助(グループホーム)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数(人/月)	25	29	33	30	32	34
実績値	利用者数(人/月)	29	29	27	27	31	36

施設入所支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数(人/月)	27	26	25	30	29	28
実績値	利用者数(人/月)	32	30	30	29	29	30

サービスを確保するための方策

令和元年度末において、共同生活援助利用者31人のうち、市内の5つのグループホームで10人が生活しています。福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者の地域移行を推進していくため、障がい者が安心して自立した生活がおくれるように、県や圏域の市と連携しながら居住場所を確保していきます。

また、施設入所支援は、地域移行できそうな人に積極的に働きかけ、関係機関と連携しながら、地域移行していけるよう取り組んでいきます。

【令和2年度 成果・課題】

【共同生活援助・施設入所支援】

市内のグループホームは平成24年に1箇所が立ち上がり、令和元年度末では5箇所増加している。市内のグループホームの他、近隣の鈴鹿市、津市等のグループホームでの利用もみられる。今後もグループホーム利用者のニーズに応えられるよう、居住確保に努めていく。

また、施設入所支援は平成30年度に1人がグループホームに移行したが、令和元年度、令和2年度ともに移行した者はいなかった。今後も事業所等、関係機関と連携し、地域移行につながるよう継続的な働きかけを行う。

(4)相談支援

計画相談支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数(人/月)	22	23	24	50	60	70
実績値	利用者数(人/月)	43	40	50	49	50	63

地域移行支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	31	62	93			
	利用者数(人/月)	1	2	3	1	2	3
実績値	給付時間(人日/月)	0	0	0			
	利用者数(人/月)	0	0	0	1	0.3	0

地域定着支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数(人/月)	1	2	3	1	2	3
実績値	利用者数(人/月)	1	0	0	0	0	0

サービスを確保するための方策

計画相談支援の需要に応えるため、特定相談支援事業所の新規参入の働きかけや、相談支援専門員のスキルアップのため、県が実施する研修等の情報提供を行うなど、相談支援体制の充実を図ります。

地域移行支援、地域定着支援の周知に努め、障がい者が地域で安心して自立した生活をおくるため、重層的な相談支援体制を構築し、切れ目のない支援をめざします。

【令和2年度成果・課題】

【計画相談・地域移行・地域定着支援】

計画相談は、計画相談利用のニーズに対応できるよう、相談事業所に適宜依頼している。一月当たり63人の利用があり、見込値70には達していないものの増加傾向にある。今後も障がい者本人が希望するサービスが提供できるよう、事業所につないでいく。

地域移行支援・地域定着支援は、市内に事業所がなく、これまでも利用実績が少なかったが、令和2年度においても地域移行支援・地域定着支援共に利用実績がなかった。今後、まず事業所の参入を促しつつ、地域移行支援の利用者が、地域定着支援へとつながるよう努める。

4 地域生活支援事業の目標とその確保のための方策

必須事業

(1) 相談支援事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
障害者 相談支援事業	箇所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援 センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
実績値	障害者相談支 援事業				1	1	1
	基幹相談支援 センター				有	有	有

【見込量の確保の方策】

障害者総合相談支援センター「あい」による「障害者相談支援」は、平成27年度2,208件、平成28年度2,539件の相談実績がありました。件数と合わせて、相談内容も複雑化した困難なケースが多くなってきています。基幹相談支援センターの機能を強化し、各相談機関との連携や関係機関とのネットワークの構築など、相談支援体制の充実に努めます。

【令和2年度 成果・課題】

障害者相談支援(鈴鹿市・亀山市委託)は、平成27年度に2,208件であったものが、令和2年度は3,243件と年々増加傾向にある。その内容も複雑化しており、相談者世帯全体の課題や複合的な課題を抱えるケースが増えている。今後、基幹相談支援機能の見直し強化が必要で、社協等の関係機関との連携の強化に向け、協議の場づくりを進めていく。

(2) 成年後見制度利用支援事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人)	1	3	1	2	2	2
実績値	成年後見制度 利用支援事業				0	0	0

【見込量の確保の方策】

平成28年度に身寄りのない知的障がい者等の成年後見の市長申し立てを2件行いました。また、成年後見の審判の請求をした家族の方に、審判の請求に要する費用の助成を1件行いました。今後、成年後見制度を必要とされる方が増えてくると考えられるため、

制度の積極的な情報提供を行い、利用促進に取り組んでいきます。

【令和2年度 成果・課題】

令和2年度は成年後見制度利用支援事業の実績がなかったものの、総合相談支援センターあいでの権利擁護に関する相談は6件であった。

また、成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、三重県委託事業「成年後見制度促進市町支援事業」による健康福祉部内職員研修に職員が参加した。

(3)意思疎通支援事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
手話通訳者派遣事業	実利用件数(件)	2	1	4	5	10	15
要約筆記者派遣事業	実利用件数(件)	1	2	2	5	10	15
手話通訳者設置事業	実設置者数(人)	0	1	1	1	1	1
実績値	手話通訳者派遣事業				1	11	1
	要約筆記者派遣事業				1	0	0
	手話通訳者設置事業				1	1	1

【見込量の確保の方策】

手話通訳者や要約筆記者の派遣を一般社団法人三重県聴覚障害者協会に委託し、意思疎通の支援を行うとともに、手話通訳や要約筆記を必要とする方の利用を促進するため、他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。

手話通訳設置事業については、平成28年度から1名の手話通訳者を週1回あいあいの窓口配置しています。今後も、市の窓口で手続き等を行う際にコミュニケーションが円滑にできるように、設置日を増やす等、充実に努めます。

【令和2年度 成果・課題】

令和2年度の手話通訳者派遣事業は1件、要約筆記者派遣事業は0件であった。今後も窓口における制度利用の周知を行いつつ、遠隔による手話通訳の利用も始まることから、利用の増加につながるよう周知し取り組んでいく。

窓口配置した手話通訳(1人)には、令和2年度は延べ8件(実利用者4人)の利用があった。手話通訳者を配置した曜日が、市民に定着してきており、今後も継続して配置していく。

(4)日常生活用具給付等事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
介護・訓練支援用具	給付等 件数(件)	13	1	2	5	7	9
自立生活支援用具		10	3	2	7	9	11
在宅療養等支援用具		12	13	4	12	14	16
情報・意思疎通支援用具		5	5	8	7	9	11
排泄管理支援用具		871	858	918	860	870	880
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		6	1	2	3	4	5
実績値	介護・訓練支援用具				4	5	4
	自立生活支援用具				3	6	7
	在宅療養等支援用具				15	15	8
	情報・意思疎通支援用具				8	10	4
	排泄管理支援用具				977	1,076	1067
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)				4	1	3

【見込量の確保の方策】

障がい者手帳の所持者が増加してきており、今後も給付対象者は増加すると推察されます。各用具についての情報収集に努め、利用者や関係者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り、適切な給付に努めます。

【令和2年度 成果・課題】

目標値 932 件(全体)に対し、令和2年度は全体として前年度実績 1,113 件と比較し 1,093 件と減少したが、排泄管理支援用具を中心として継続的な利用が見込まれており、支援が必要な人に必要な用具が給付できるよう、支援に努めていく。

(5)移動支援事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	元年度	2年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	16	18	18	22	24	25
	延べ利用時間数 (時間)	558	769	944	850	930	970
実績値	移動支援事業				21	26	20
	実利用者数 (人)				1,426	1,981	1652
	延べ利用時間数 (時間)						

【見込量の確保の方策】

障がいのある人等の多様な活動や社会参加、自己実現を支える重要なサービスとして、必要な人にサービスが十分提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

【令和2年度 成果・課題】

屋外における移動は新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和2年度の利用者数、利用時間ともに前年度実績より減少となった。利用ニーズは高いため、今後、利用時間の増加は見込まれる。

任意事業

(1)訪問入浴サービス【新規事業】

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	元年度	2年度
訪問入浴サービス	実利用者数 (人)				0	5	7
実績値	訪問入浴サービス				事業化	3	6
	実利用者数 (人)						

【見込量の確保の方策】

平成31年4月から、在宅の身体障がい者のうち在宅で入浴することが困難な方を対象として自宅に訪問入浴車が訪問して看護師または准看護師1名及び介護職員2名が入浴の介助を行う事業を開始しました。

【令和2年度 成果・課題】

平成31年4月からのサービス提供を開始し、令和2年度中に障がい児3名、障がい者3名の利用があった。今後もサービスを必要としている方に提供を行っていきたい

(2)生活訓練等

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値			
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
生活訓練等		実利用者数 (人)	8	9	10	11	12	13
実績値	生活訓練等	実利用者数 (人)				10	11	11

【見込量の確保の方策】

視覚障がい者を対象に、視覚障害生活訓練員による生活訓練を行うことにより、視覚障がい者の社会参加の促進を図ります。

【令和2年度 成果・課題】

利用者は、平成27年度8人から令和元年度以降11人に増加している。利用者は毎年継続して利用されており、今後も利用者は増加していく傾向にある。

(3)日中一時支援

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値			
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
日中一時支援事業		実利用者数 (人)	59	75	92	90	95	100
		延べ利用時間数 (時間)	2,930	3,724	4,652	4,600	4,900	5,200
実績値	日中一時支援事業	実利用者数 (人)				107	138	138
		延べ利用時間数 (時間)				5,856	5,946	8,808

【見込量の確保の方策】

日中一時支援は、ニーズが高く今後も利用の増加が見込まれることから、サービスが十分に提供されるよう、障がいのある人や障がいのある子どもの日中活動の場を確保し、ニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

【令和2年度 成果・課題】

実利用者は、平成27年度に59人であったものが、年々増加しており、令和元年以降は138人と2.3倍に増え、これにあわせ利用時間数も大幅に増加している。ともに見込値を超えており、利用ニーズが高いことから、今後も増加していくと思われる。

5 第1期亀山市障がい児福祉計画の概要

第1期亀山市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障がい児通所支援等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（平成30年～令和2年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めています。

6 計画期間における目標値

障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針では、令和2年度末までに市町村において児童発達支援センターを1ヶ所以上設置することや、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを成果目標としています。また、令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1ヶ所以上確保することや、平成30年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けることを成果目標としています。

項目	数値	実績	説明
【目標値】 2年度末の児童発達支援センターの設置	1か所	0か所	児童発達支援センターの新たな建設を視野に入れ、センター機能としてのソフト面の充実を図ります。
【目標値】 2年度末の保育所訪問等支援を利用できる体制の構築	1か所	0か所	
【目標値】 2年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	0か所	児童発達支援事業所数
	2か所	1か所	放課後等デイサービス事業所数
【目標値】 30年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所 広圏域	1か所 広圏域	近隣市も含めた広圏域で保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置をめざします。

【令和2年度 成果・課題】

児童発達支援センターの必要な機能等を検討するため、市の情報共有等の協議ができる場を設け、検討を進めた。今後も、必要な機能を検討し、関係部署との協議を進めていく。

重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は市内に1か所のみであり、計画目標値の実現に向け、新規参入を促していく。また、医療的ケアが必要な児を支援するため、三重大学小児トータルケアセンターや三重病院が事務局となり、近隣5市（津・鈴鹿・亀山・伊賀・名張）が研究会を立ち上げ、医療的ケアに係る課題の検討・情報共有などができる広圏域の協議の場を設置した。広域圏にて困難事例ケースの問題解決を図るため三重大学小児トータルケアセンターが中心となり、スーパーバイズチームが結成され、本市職員が参加した。

7 障がい児福祉サービスの目標とその確保のための方策

障がい児支援

障がい児福祉サービスは、発達支援の提供や放課後等の障がい児の居場所づくりなどを行うものです。平成 30 年 4 月からは、重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援が新たに創設されました。

児童発達支援

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
目標値	給付時間（人日／月）	10	15	20	83	100	120
	利用者数（人／月）	2	3	4	10	12	14
実績値	給付時間（人日／月）	21	50	81	157	196	242
	利用者数（人／月）	4	6	11	19	23	27

医療型児童発達支援

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
目標値	給付時間（人日／月）	0	0	0	0	0	10
	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	1
実績値	給付時間（人日／月）	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0

放課後等デイサービス

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
目標値	給付時間（人日／月）	184	240	312	690	760	830
	利用者数（人／月）	23	30	39	55	60	65
実績値	給付時間（人日／月）	444	503	630	584	1,150	1315
	利用者数（人／月）	34	39	50	61	74	86

【令和 2 年度 成果・課題】

【児童発達支援】

市内では、利用者のニーズが高く、平成 27 年度から年々増加し、令和 2 年度も、目標値に対し、ともに給付時間、利用者数ともに達成している。今後も、児童発達支援のニーズは高いことから、増加していくと思われる。

【放課後等デイサービス】

●利用者は、平成 27 年度に 34 人であったものが令和 2 年度は 86 人となり、給付時間についても平成 27 年度には 444 時間であったものが 1,350 時間となり、利用は大幅に超えている。小学校への入学等に際し新規の利用登録が多くなっている。今後も継続的な利用に伴い、給付時間は増加していくと思われるため適切に対応できるよう、事業所と連携を図っていく。

保育所等訪問支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	0	0	0	0	0	5
	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	1
実績値	給付時間(人日/月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

居宅訪問型児童発達支援【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)				0	0	10
	利用者数(人/月)				0	0	1
実績値	給付時間(人日/月)				0	0	3
	利用者数(人/月)				0	0	2

障害児相談支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数(人/月)	4	6	8	15	17	20
実績値	利用者数(人/月)	8	8	12	14	18	29

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数(人/月)				0	0	1
実績値	利用者数(人/月)				0	0	2

サービスを確保するための方策

「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」とともに需要が高く、利用者が大幅に増えてきています。「児童発達支援」については平成29年度に市内に初めて事業所が開設されました。今後更なる需要に応えるため、事業所の新規参入を促すとともに、児童発達支援センターの設置をめざします。

【令和2年度 成果・課題】

【障害児相談支援】

●計画相談を利用される児は、児に係るサービスの増加にあわせ年々増加しており、今後もその傾向は続くと思われる。児の相談支援を希望される利用者が支援を受けられるよう、事業所と連携を図りながら対応していく。また、保育所等訪問支援(鈴鹿市2か所)や居宅訪問型児童発達支援(鈴鹿市1か所)の事業所は市内にはなく、利用者のニーズを把握しつつ、事業所の参入を促していく。

8 鈴鹿・亀山障がい保健福祉圏域プラン

(か所)

施策項目	現状値 (H28)	目標値 (R2)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	34	36	34	32	36
重度訪問介護	23	25	24	24	28
同行援護	9	9	6	6	7
行動援護	3	3	2	2	2
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
生活介護	14	16	15	17	17
療養介護	1	1	1	1	1
短期入所	9	10	9	10	13
共同生活援助	15	18	16	24	20
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	2	32	2	2	2
就労移行支援	5	8	6	6	7
就労継続支援(A型)	12	14	12	12	11
就労継続支援(B型)	30	32	35	35	36
就労定着支援		5	1	1	1
総合相談支援	1	1	1	1	1
地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)	3	5	3	2	3
計画相談支援	15	17	16	15	15
児童発達支援	10	12	13	13	20
放課後等デイサービス	20	23	30	30	38
保育所等訪問支援	1	2	2	2	6

第2次亀山市障がい者福祉計画事業管理シート

基本	実施	施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
1 地域で安心して暮らせるまちづくり						
(1) 地域で支え合う共生社会の実現(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P29～34)						
障がいと障がいのある人への理解の促進						
1 福祉意識の向上			障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。	4月の広報かめやまに「発達障害啓発週間」の記事を掲載し図書館では発達障害をテーマとした特集コーナーを設置した。障がい者週間に合わせて12月の広報かめやまでは、障がいや障がいのある人への関心と理解を深めることを目的として、啓発を行った。 ・「ヒューマンフェスタin亀山」において、「生きづらさを抱える子どもたち」をテーマに講演会・交流会を行った。身の回りにおける発達障害を持つ方の現状・課題について考え、話し合うことで、共生社会の理念や福祉意識の向上につなげた。 参加者：約140名(リモート含む)	・住民の福祉意識向上のため、あいあいまつり等のイベントを活用し、障がいや障がいのある人への関心や理解についての啓発を行ってきた。 ・広く市民に啓発していくというフェスタの趣旨に則り、より幅広い地域・年齢層の方に参加していただける開催方法を検討していく必要がある。加えて、withコロナ社会において、イベント開催以外の方法によっても、障がいや障がいのある人への関心と理解が深まるよう方法等を検討する必要がある。	・障がいや障がいのある人への関心と理解が深まるよう啓発活動を工夫しながら啓発を行っていく。 ・「ヒューマンフェスタin亀山」を継続して開催するとともに人権研修等により、より多くの方へ普及啓発できるように取り組んでいく。また、地域の支援者等に対しても、共生社会の理念や福祉意識の向上に向け、地域訪問など、重層的に情報提供を行う。
2 障がい福祉制度の情報提供の充実			制度改革が著しい障がい福祉制度の理解を深めるため、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。	・広報かめやまで、障がい者やその家族の相談窓口である総合相談支援センターあいについて周知を行った。 ・臨時休校に伴う放課後等デイサービスの利用増加に係る助成金について、関係事業所と連携し対象者に個別に案内する等、適切な情報提供に努めた。	・広報かめやまやケーブルテレビを活用し、情報提供に努めてきたが、加えて、分かりやすいHPの情報発信に取り組む必要がある。	・住民アンケート実施により、福祉の情報発信について有効な方法について調査を行う。 ・HPについては、広く周知できる有効な方法であるため、アンケートの結果も踏まえた上で、わかりやすい内容で発信していく。
ボランティア活動の推進						
1 ボランティアの育成と活動の支援			社会福祉協議会が行うボランティア講座等によるボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報の提供、必要としている人への斡旋など、ボランティア活動が活発になるよう支援します。	・CSW等が中心となり、ちよこボラをテーマとしたボランティア講座を企画し、先進地である名張市や市内の「井田川北ささえ愛たい」の実践報告を行うなど、しくみづくりの強化に向けた住民意識の啓発に取り組んだ。また、坂下地区において、ちよこボラ組織の立ち上げに関わり、令和3年度から「坂下よろずや縁」が組織されることとなった。	・ボランティアの担い手の高齢化が進む一方で、住民の支援ニーズが多様化する傾向がある中、地域ニーズに応じた活動や担い手の養成に継続的に関わる必要がある。	・地域における支え合う関係性の構築が求められるなか、個々の状況に応じたきめ細かなボランティア活動を展開するため、全対象型の地域づくりの検討を進めていく。
2 障がい者団体への支援			障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っていけるよう、ピアカウンセリングの開催など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の活動を支援します。	・社会福祉協議会において、障がい者支援団体(2件)に共同募金配分金の助成を行った。 ・新たな障がい者団体の立ち上げに向けて、市職員と当事者が協議を行った。	・障がい者の社会的包摂につながる支援を検討する必要がある。 ・身体障がい者の当事者団体がない。	・共同募金配分金助成等の既存の支援は継続しつつ、他の活動の支援につなげていく。 ・令和3年度中に障がい者団体の立ち上げを行い、令和4年度から新たな事業に取り組んでいく。

基本	実施	施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
			<p>3 地域における見守り・支援体制の構築</p> <p>支援が必要な障がい者への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手の活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援者・関係団体等に対し、見守り活動等で、支援が必要な人の情報をつかんだ場合は、社会福祉協議会のCSWにつないでもらうよう、継続的に周知を行った。 ・まちづくり協議会福祉委員対象の福祉研修会(主催:社会福祉協議会)に地域福祉課障がい者支援G職員と障害者総合相談支援センターあいの基幹相談員が講師として参加し、障がいについての理解を深めてもらう機会とすることができた。 ・青少年総合支援センターには、青色パトロール車による見回り・声かけを行う補導員、メンタルケアや自立支援を担う支援員を配置している。福祉課題を抱える相談者を関係課より紹介される際は、相談を受ける前に当人の現状等を情報共有により把握し、長期的展望のもとで寄り添う相談支援に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのつながりが希薄になるなか、地域における関係性をつなぎ戻せるよう、継続的な参加支援が必要である。 ・民生委員・児童委員、福祉委員等の地域福祉の担い手の方々にとって、障がいについての知識や情報を得る機会が少ないため、障がい者支援活動に十分につながっていない。 ・福祉課題を抱える相談者の自立支援等は、青少年総合支援センター単体で完結できるものではないことから、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き周知活動に取り組むとともに、地域全体で支える支援づくりに向け、地域において多様なつながりを育てる地域づくりの検討を進める。 ・民生委員・児童委員、福祉委員等の地域福祉の担い手の方々へ障がい者への対応について情報発信を積極的に行っていく。 ・地域全体で支える支援体制の構築に向け、青少年総合支援センターの補導員による見回り・声かけ活動及び支援員による相談対応を引き続き実施していく。
精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発						
			<p>1 精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発</p> <p>精神疾患や精神障がい者への偏見や差別をなくすため、精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会福祉委員対象の福祉研修会(主催:社会福祉協議会)に市の職員と障害者総合相談支援センターあいの基幹相談員が講師として参加し、障がいについての理解を深めてもらう機会とすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいをはじめとした障がいについて、地域の支援者に正しく知識を深めてもらえるよう、普及・啓発活動が十分とは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、福祉委員等の地域福祉の担い手の方々に対して、障がい者への対応について理解を深めてもらえるよう普及・啓発活動に取り組んでいく。
			<p>2 ひきこもりへの理解を深める取組の推進</p> <p>不登校やひきこもり等に、三重県・関係機関・行政が互いに連携を図りながら対応できるよう支援体制の強化を図るとともに、地域のつながりをいかした見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりに関する実態調査(アンケート)やヒアリング調査にあたる団体等の洗い出しやアンケート項目・ヒアリング内容の検討をおこなった。 ・相談者が在籍している学校や関係課より、事前に情報共有を受けたうえで、本人もしくはその家族とのコミュニケーションの中で不登校やひきこもりの実態把握に努め、寄り添う相談支援に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・8050問題など、ひきこもりへの理解を深める取り組みや本市における必要な支援体制を検討していく必要がある。 ひきこもりの就労支援(自立支援)の問題は、経済状況・生活環境などとの関係が深く、青少年総合支援センター単体では解決できないものであることから、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援に関わる機関・団体に対し、ひきこもりの実情の把握、支援の状況、支援提供の課題についてヒアリングを実施し、取り組むべき課題の分析や施策の立案に向けた検討に取り組む。 ・支援員による相談者に寄り添う自立支援を継続していくとともに、相談窓口である「青少年総合支援センター」の活動周知のため、情報発信に引き続き取り組んでいく。

基本	実施	施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
			虐待防止の啓発			
			1 虐待防止に向けた啓発活動 虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や被虐待者の保護を図るため、身近に相談できる窓口のあることを周知します。	・高齢者・障がい者の虐待の防止については各種イベントでの啓発物品の配布など、周知に努めた。また虐待に関する通報や情報提供があった場合は、関係機関と連携を取りながら速やかにケース会議を開催し、対応にあたっている。 ・児童虐待は、11月の児童虐待防止推進月間において、オレンジリボンキャンペーンにより児童虐待の防止への関心や、窓口(あいあい)があることを知っていただけるよう啓発を行った。	・高齢者人口の増加や虐待に至る課題も複雑化している中で多機関が連携することで虐待通報件数も増えていくことが予想される。相談窓口の周知や虐待防止に向けた啓発を強化する必要がある。	・引き続き相談窓口の周知及び虐待防止について啓発を行っていく。高齢者においては、地域包括支援センターを2カ所増設し、早期相談、発見介入に向けて啓発を行う。
			2 人権意識を高める啓発 一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスタin亀山や街頭啓発など、あらゆる場を通して人権啓発を行います。	・すべての人の人権を守るため、ヒューマンフェスタin亀山の開催や人権啓発チラシ、市広報等で、広く啓発を行った。また、人権相談は、毎月3回、市役所、あいあい、関支所で行い、さらに人権擁護委員の日と人権週間に合わせて特設人権相談を年2回実施した。	・広く市民に啓発していくというフェスタの趣旨に則り、より幅広い地域・年齢層の方に参加していただける開催方法を検討していく必要がある。	・「ヒューマンフェスタin亀山」において、より多くの団体に参画してもらえるように働きかけていく。また、様々な機会、様々な手段を活用し、引き続き人権啓発に取り組むとともに、人権相談をしたい人が相談できるように相談日や相談機関等の周知に努める。
(2)相互理解と交流の促進(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P35～39)						
			障がい者差別解消に向けた取組の推進			
			1 障がい者差別解消に向けた啓発 障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるように、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。	・広報かめやまの人権啓発のコラムにおいて、障がい者の権利について合理的配慮をテーマに掲載し、共生社会の実現に向けた啓発を行った。また人権週間の特集記事や人権啓発のチラシを各世帯に配布したりするなど、障がい者も含めたすべての人の人権を守るため、市民に広く啓発を行った。	・障害者差別解消法をはじめとした差別解消三法や亀山市人権条例の周知、及び障がい者理解を深めるなどについて、より市民啓発を進める必要がある。	【文化共生G】 市民や地域の支援者など、対象者に応じた周知・啓発に努めるとともに、既存の周知方法や媒体の内容について、より分かりやすく、関心と理解を深めていただけるよう、工夫を行っていく。
			2 障がい者差別解消のための体制整備 地域の実情に応じた差別を解消するため、障がい者団体や相談支援事業所など、さまざまな関係機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整えます。	・亀山市地域自立支援協議会の所掌事務に障害者差別解消支援地域協議会の機能を付加し、具体的事案の対応例の共有・協議を行った。	・亀山市地域自立支援協議会で、地域の実情に応じた障害者差別解消に向けた取組等を協議し庁内の関係部署と連携し取り組んでいく必要がある。	・地域自立支援協議会での協議を踏まえ、庁内の各関係部署で差別解消のための取組を強化していく。
			3 職員対応要領の研修 窓口等において職員が障がい者に適切に対応できるよう、障がいを理由とする差別の解消を推進する対応要領に基づいた研修を行います。	・障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施した。	・現在、新規採用職員にのみ研修を実施しており、職員全体への啓発不足である。	・三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を行うなど、職員全体に対する研修、啓発を継続的に実施していく。

基本	実施	施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
			交流イベント等の開催			
			1 交流イベントの開催 障がい者への理解を深める機会として、あいあいまつり等、より多くの障がい者の参加を図りながら、交流を深められるイベントを開催します。	・10月のあいあいまつりは、新型コロナウイルス感染症感染拡大により中止。 ・12月の人権週間に開催した「ヒューマンフェスタin亀山」において、ソーシャルディスタンスを保ちながら参加者の小グループ交流などを行い、約140名の方が参加し、子どもの権利について社会情勢や亀山市の現状について交流を深めた。	・参加する団体間交流や新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響に左右されないなど、開催手法の見直しが必要である。 ・「ヒューマンフェスタin亀山」をより市民啓発につなげるため、講演会の開催とあわせて、市民が交流できる場となるよう工夫していく必要がある。	・あいあいまつりを継続的に開催していく一方で、今後のあり方を検討していく。 ・「ヒューマンフェスタin亀山」を継続して開催し、より多くの方へ普及・啓発できるよう取り組んでいく。
			2 障がい者のスポーツ参加の推進 障がい者が、スポーツイベントに参加できるような環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携して開催します。	・大会の参加支援を行う為、スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金支給を広報した。(申請：0件)。障がいのある人が障がいのない人と一緒に参加できるスポーツイベント(ポッチャ)の開催計画を支援した。	・全国大会等へ出場する人以外は、市内障がい者スポーツ競技者の実態についての把握は困難であり、全体的な要望等がつかみにくい。 ・スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金支給の制度について、障がいのある人に対して周知が十分でない。 ・障がいの有無にかかわらず、参加できるスポーツイベントの情報発信が十分なされていない。 ・県が主催するスポーツイベント等について情報提供が亀山市内において十分なされていない。	・引き続き障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金制度の啓発や奨励金の支給をするともに、障がいのある人が障がいのない人と一緒に参加できるスポーツイベントの開催の支援に努めていく。 ・市のHP等を活用し、県主催のスポーツイベント等、情報提供を進めていく。
			福祉教育の推進			
			1 福祉教育推進助成事業の推進 より多くの児童・生徒が福祉教育を受けられるように社会福祉協議会による助成事業を行い、学校における地域交流や体験学習などを通して障がい者理解を深めます。	・総合的な学習の時間や道徳の授業を中心として障がい者理解についての学習を進めた。	・関係機関との連携を強化する。	・福祉体験等での体験活動を継続するとともに、学習が実生活に生きるような取組をすすめる。
			2 生涯学習講座の充実 「学び」を通じて個人や社会が直面する課題を理解し、障がいのある人となない人の交流が深まるよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設けます。	・「リンパケア講座」や「腸から始める健康生活講座」「音楽療法」など、介護予防に活用できる講座を実施し、障がい者に対する理解が深められるような学びの機会を設けた。	・介護予防など間接的に関連のあるテーマの講座内容になっているため、各団体や行政関連部署と連携しながら内容を検討する必要がある。	・今後も各団体や関係課などと講座内容を調整のうえ、障がい者に対する理解及び障がいのある人となない人の交流が深められる学びの機会の創出を図っていく。
			3 交流・体験活動の充実 児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、子どもたちが思いやりの心、助け合いの心を育みながら成長できるよう、地域と連携した福祉体験活動の機会を設定します。	・各学校において、特別支援学級の児童生徒との交流を行うとともに、県内の特別支援学校に在籍する児童生徒が「居住地校交流」を行い、市内小中学校に在籍する児童生徒と交流する機会を設けた。	・居住地交流は、交流の実施時期や内容について、毎年検討を行っていく必要がある。	・各学校において、特別支援学級の児童生徒との交流を行うとともに、県内の特別支援学校に在籍する児童生徒が「居住地校交流」を行い、市内小中学校に在籍する児童生徒と交流する機会を設けていく。

基本	実施	施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり						
(3) 包括的相談支援体制の構築(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P40～45)						
早期発見・早期治療の推進						
1 乳幼児健診等のフォロー体制の充実 健康診査等の未受診者や居住実態が把握できない家庭などについては、その実態把握に努めるとともに、支援が必要な児童には、関係部署と連携したフォローを行います。			・乳幼児健康診査の未受診者について健康づくりGが実態把握を行った。また、支援が必要な児童については、関係部署と連携し、フォローを行った。	・乳幼児健康診査が未受診であるケースがある。	・引き続き、乳幼児健康診査等の未受診者及び居住実態が把握できないケースの把握や、支援が必要な児童へのフォローについて、関係部署が連携して支援を行う。	
2 発達に気になる子どもの支援体制の強化 きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭、地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できる支援体制の強化を図ります。			・家族や子ども自身、学校や園など関係機関からの相談について連絡調整を行い、子どもの悩みや障がいなど、子どもが地域で健やかに成長できるよう支援を行った。児童虐待等の対応については、「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の場を活用し、関連機関と連携し支援体制の強化を図った。	・子どもが健やかに成長できるよう、配慮が必要な子どもの早期発見・支援や児童虐待の未然防止が行えるよう取り組む。	・相談者のニーズを的確に捉え、早期発見・支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に向けて取り組んでいく。	
総合相談窓口の設置						
1 総合相談窓口の設置 障がい者、高齢者、児童などの垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の再構築を行います。			・引き続き、生活困窮者自立支援事業における「福祉なんでも相談窓口」の相談機能の充実を図りつつ、福祉に関するあらゆる相談を受けられる環境を整えた。 ・高齢者においては、基幹相談機能の見直しと強化に向け、市、社会福祉協議会と相談機能に係る協議の場を設置し、相談内容の分析をする等検討を進めている。 ・障がい者やその家族からの相談について、障害者総合相談支援センターあいの相談支援員により電話や訪問等による支援を行い、ケースによっては社会福祉協議会や地域包括支援センター等に繋げる等、関係機関都と連携し相談支援を進めた。	・相談者の利便性の向上を図ることを目的に、相談窓口の一本化を進める必要がある。	・国が求める包括的な相談窓口機能のあり方について、他分野の窓口機能との役割を分担を図りつつ、令和4年度から実施予定の重層的な支援体制づくりの検討を進めていく。 ・地域包括支援センターを2カ所増設し、総合相談窓口として機能していくよう、体制を支援する。	
2 障がい福祉サービス等の情報提供の充実 障がい福祉サービス等に関する情報を一元化するとともに、「ここに行けば分かる」等、分かりやすい提供方法を確立します。			市の窓口において各種サービスに関する情報を提供しつつ、必要に応じて計画相談支援員や障害者総合相談支援センターあいの相談支援員と連携することで、個々に応じたサービス利用に繋がった。	広くわかりやすい情報提供のためHPの内容を充実していく必要がある。	今後も障がい福祉サービスに関する情報を対象者にわかりやく案内する体制を整えていく。	
3 コーディネート機能を備えた相談支援体制の整備 地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制を、地域生活支援拠点の面的整備として整備します。			面的整備型の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域の各部会において、相談体制や緊急時の対応方法などについて、施設関係者等と意見交換を行い、検討を進めた。	地域生活支援拠点の整備のために、地域の体制づくりを重点的に進める必要がある。	地域生活支援拠点の整備要綱を作成し自立支援協議会に諮ったうえで整備を進める。整備後は1か所以上の拠点を確保し、機能充実のため年1回以上の運用状況を検証、検討していく。	

基本	実施	施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築						
1 地域生活を支援するため関係機関の連携強化 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者や関係機関が連携し、支援するための協議の場を設けます。			<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者においては、医療センター連絡会議や在宅介護支援センターとの定例会でケース検討を行い、関係機関が連携しながら支援した。 ・鈴鹿・亀山圏域において、精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加するワーキングを精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの場に位置付け、障害者支援G及び地域包括支援センターの職員が参加し、事例検討を通じての情報共有や現状・課題について検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には精神の医療機関が少なく、現状は精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場としては鈴鹿・亀山圏域での設置となっている。将来的には、高齢者の地域包括ケアシステムとの関係を踏まえ、市域での設置については今後の方向性を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿・亀山圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、顔の見える関係を構築し、事例検討を通して地域の課題を共有しながら、地域包括的ケアシステムの構築を進める。 ・高齢者の地域包括ケアシステムは進化・推進に取り組む。 	
2 多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築 認知症、統合失調症などの多様な精神疾患等に対応できるよう、医療関係者等と連携した支援体制を構築します。			<ul style="list-style-type: none"> ・地域において、精神疾患等の患者が安心して暮らし続けられるよう、鈴鹿厚生病院によるアウトリーチ支援事業等を活用し、支援体制の構築を図った。 ・地域包括支援センターの相談員が専門職種から学ぶワーキングに参加するなど、多職種で連携して対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患等の患者が地域で安心して生活していくには、多職種での連携により有効な医療や支援を行うことが必要である。鈴鹿厚生病院によるアウトリーチ支援などを活用・周知するなど組織間の連携も深めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において、精神疾患等の患者が安心して暮らし続けられるよう、障害者総合相談支援事業による相談支援や鈴鹿厚生病院によるアウトリーチ支援事業等を活用しながら支援体制の強化を進めていく。 ・個に対する支援体制が脆弱なため、支援体制の強化を進める。 	
障がいのある人の家族支援						
1 家族の負担軽減 支援制度や障がい福祉サービスなどの情報提供を行うなど、障がいのある人を持つ家族が直面するさまざまな負担の軽減に努め、障がい者本人だけでなく、家族も孤立しないように支援します。			<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、通所サービスの自粛に伴い、利用者の家族の負担が増加したことを課題と捉え、訪問サービスにつなげることで負担を減らすよう努めた。(自宅での訪問入浴サービスの利用等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において、利用者が障がい福祉サービス事業所への通所や外出の機会を自粛する中で、これまでとは違った支援が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次障がい者福祉計画に伴うアンケート調査を実施し、障がいのある人やその家族のニーズを把握した上で、必要とされる福祉サービスが届くようにわかりやすい情報発信・広報活動を行っていく。 	
(4)障がい児支援体制の確保(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P46～52)						
療育体制の充実						
1 相談・支援体制の充実 就学前のすべての障がいのある子どもを支援するため、個別・集団による療育事業や保育所・幼稚園・認定こども園との連携による巡回相談の充実を図るとともに、療育など多様な機能を合わせ持つ拠点となる認定こども園の整備を進めます。地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターの整備に向けた検討を行います。			<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達に合わせて、訓練的な要素を取り入れた個別・集団の療育を行った(個別療育相談:17回、2人 集団療育相談:60回、30人)。 ・保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行い、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った(市巡回相談:7回 三重県立子ども心身発達医療センター 理学療法士巡回指導3回、作業療法士巡回指導4回、CLM巡回指導:4園 28回)。 ・支援体制の充実を図るため、小山田記念温泉病院と「子育て支援の連携・協力に関する協定」(略称KUKS)の締結を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前のすべての配慮が必要な子どもの相談・支援体制の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達に合わせて、療育事業や保育所、幼稚園、認定こども園との連携による巡回相談やCLMの実践や計画的なアドバイザー研修への派遣を行う。 ・児童発達支援センターの整備に向け、方針の策定を進めるとともに、その整備に取り組む。 ・令和2年度に締結した「子育て支援の連携・協力に関する協定(KUKS)」に基づき、具体的な運用等の協議を進める。 	

基本	実施	施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
			<p>2 切れ目のない支援体制づくり 障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係部署と関係機関との連携の強化を進めます。</p>	<p>・心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し対応することで、子どもが所属する園や学校、家庭や地域で健やかに成長していけるよう支援を行った(相談件数:654件)。</p>	<p>・障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。</p>	<p>・今後も、相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に向けて取り組んでいく。</p>

基本	実施	施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
			<p>医療的ケア児の支援の充実</p> <p>1 医療的ニーズの高い重症心身障がい児等への支援の充実 医療的ケア児を含む重症心身障がい児の支援を充実するため、関係部署及び関係機関が情報共有し、協議ができる場の設置に向けて取り組みます。</p>	<p>・困難事例ケースの問題解決を図るため、「にじいるネット研究会」では三重県小児トータルケアセンター三重病院が中心となり、スーパーバイズチームが結成され、メンバーとなる市職員が研修会に参加した。 ・市内の計画相談事業所の医療的ケア児に対するコーディネーターが1名増加し2名となった。</p>	<p>・医療的ケア児の支援について、ケアプランを考え、サービスを提供していく総合的な制度・法令が無く、また社会的資源や専門的な人材も少ないため、ノウハウが蓄積されていない。 ・市における医療的ケア児の実態について、関係部署との情報共有が十分でない。</p>	<p>・亀山市における医療的ケア児の実態を把握し、「にじいるネット研究会」等に参加しつつ、必要な施策を検討していく。 ・「にじいるネット研究会」のスーパーバイズチームによる問題解決に向けた支援を活用し医療的ケア児の支援を進める。</p>
			<p>子育てを支援する受入体制の整備</p> <p>1 障がい児の受入体制の充実 一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組むとともに、小学校における放課後の遊びや生活の場を確保するため、放課後デイサービスや放課後児童クラブの充実を図ります。</p> <p>3 障がい児の成長支援 すべての子どもが、障がいの有無に関わらず充実した園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。</p> <p>1 特別支援教育の充実 子どもの個々の課題解決に向けた適切な支援を行うため、園の巡回相談、学校内の特別支援教育校内委員会における事例検討会などの充実を図るとともに、関係機関との連携・強化に努めます。</p> <p>2 インクルーシブ教育の推進 すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築(支援体制の充実)をさらに進めるとともに、障がい理解のための教育や啓発に取り組めます。</p>	<p>・公立保育所・幼稚園・認定こども園において障がい児を適切に受け入れられるよう、専門的な視点による判定に基づき、必要な加配職員(保育士・看護師・介助員)の配置を行った。また、私立保育所に対し、障がい児保育のための加配職員の配置に要する費用の補助を行い、保育環境の充実を図った。 ・医療的ケア児の入園までの手続マニュアルを作成し、園における円滑な受入体制を整備した。</p> <p>・保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行い、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った(市巡回相談:7回 三重県立子ども心身発達医療センター 理学療法士巡回指導3回、作業療法士巡回指導4回、CLM巡回指導:4園 28回)。</p> <p>・発達障がい等、特別な支援を必要とする児童・生徒について、「個別的教育支援計画や個別の指導計画」の作成を促進した。特に、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒は、同計画を全員作成できた。</p> <p>・特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るための研修会を開催した。</p>	<p>・障がい児の受入に伴って必要となる加配職員(保育士・看護師・介助員)の人材が十分でないため、人材の確保が必要である。 ・加配保育士や介助員の知識・力量の向上につながるような研修の実施や情報提供が必要である。</p> <p>・障がい児が障がいがない児との集団生活を送れることができるよう支援体制の充実を図る。</p> <p>・様式の統一を図る必要がある。</p> <p>・研修と啓発の継続を図る必要がある。</p>	<p>・非常勤職員の登録を積極的に行い、必要な時期に必要な人材を確保できるような準備体制を整える。また、加配保育士や介助員の知識・力量向上につながる研修を教育委員会と連携して実施する。さらに、私立保育所での障がい児の受入がしやすくなるよう、県の補助金制度や市単独の加配保育士人件費補助金制度の周知を図る。 ・「医療的ケア実施ガイドライン」及び「医療的ケア児の入園までの手続マニュアル」の周知徹底を図るとともに、加配保育士等への必要な情報提供等を行う。</p> <p>・保育所、幼稚園、認定こども園との連携による巡回相談やCLMを実施する。</p> <p>・引き続き、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒について、「個別的教育支援計画や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。</p> <p>・特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた、適切な学びの場を構築していく。</p>

基本	実施	施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
			3 進路選択と自立の支援 一人ひとりの子どもの能力や適性に応じられるよう、卒業後の進学や就労に関して、関係機関と連携した支援を行います。	・切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろのーと」の作成・活用を進め、各関係機関との連携を図った。 ・相談者一人一人の実態に沿った支援実施のため、相談に来ていただくまでの就学・進学・就労に関する支援の経過について担当部署から事前に情報共有を受け、相談対応の円滑化に取り組んだ。 ・特別支援学校の進路懇談会に市の担当者や障害者総合相談支援センターあい、計画相談支援員が出席し、卒業後の就労に向けた実習のアセスメントや障害手帳の申請・更新、障害年金等、卒業後の手続きも見据えた説明などを行った。	・継続した取組が必要である。 ・基本的に相談者とのコミュニケーションの中でより詳細な実態把握に努めているが、本人・家族からこれまでの経緯を伺うことができない状況が生じた場合、各関係機関からの情報共有が必要になる。 ・障がい児から障がい者へ切れ目のない支援ができるよう各関係機関との連携が必要である。	・引き続き、「にじいろのーと」の作成や活用を進めるとともに、卒業後の進路先や就労先との連携を行っていく。 ・切れ目のない、且つ相談者一人一人の実態に沿った支援実現のため、今後も継続して各関係機関との連携を図っていく。

3 自立した生活のできる体制づくり

(5) 雇用・就業機会の確保と拡大(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P53～58)

就労準備支援の充実

1 職場実習事業の活用促進

障がい者の就労訓練として、市の庁舎内で実施している職場実習事業の活用を図ります。

・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、出勤職員の人数削減が行われたため、市の庁舎内での職場体験実習については中止することとなった。

・市の庁舎内で実施している職場実習事業について、職場体験の受入れ部署について毎年同じ部署のみとなっている。また、健康福祉部以外の部署での実習を検討する場合、受入れる担当職員への事前研修や実習生を見守る支援員が必要である。

・庁内の職場実習事業の実施体制について改善点等検討していく。

2 ハローワーク等との連携による就労の促進

ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組めます。

・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にてリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において相談窓口の周知を行った。
 ・総合相談支援センターあいにおいて、就労に関する内容として年間98件の支援を行った。また、相談者の状況にあわせて、必要に応じ、ハローワークへの同行支援や障害者就業・生活支援センターにつなぐなど、一般就労につながるよう継続的な支援を行っている。

・これまで総合相談支援センターあいや三重県障害者職業センターなどの相談や支援を行う機関の周知に努めてきたが、事業者の障がい者雇用を進める取組が活発になる一方で、実際に雇用するにあたっての対応に悩む企業担当者も多い。
 ・事業主や障がいのある労働者への効果的な支援には、就労移行支援事業所等や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の連携が必要である。

・事業者には、引き続きリーフレットにより周知するとともに、亀山市雇用対策協議会等においても相談窓口の周知を行うよう努めていく。
 ・障害者総合相談支援センターあいや、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなど相談窓口の周知を継続的にを行い、関係機関につなげるよう努める。

雇用の場の確保

1 障がい者就労施設等への支援

就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。

・亀山市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を掲げ、市の全組織での物品等の調達に適用し、障がい者が就労する施設等の仕事の確保につなげた。
 ・障害者就労施設の新型コロナウイルス感染拡大の影響による受注の大幅減に対応するため、障害者就労施設等からの物品調達の推進を庁内の各部署に呼びかけた。

・例年、同様の物品等調達内容が続いており、障がい者の社会参加につながるためには、より広い品目・分類での調達となることが必要である。

・障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図れるよう毎年度、調達方針を作成し、調達実績の公表を行っていく。庁内の各課に呼びかけ、啓発を行うことで物品等の調達に取り組む。

基本	実施	施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
			<p>2 企業における障がい者雇用の促進 企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。</p>	<p>・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にてリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において総合相談支援センターあいや三重県障害者職業センターなどの相談や支援を行う機関の周知に努めた。 ・ハローワーク主催で地元企業の就職面接会が総合保健福祉センターあいあいで開催され、面接会の参加について広報により周知を行った。</p>	<p>・障がい者雇用の取組が更に進むよう、それぞれのニーズに合わせた体系的な支援が必要である。また、障害者雇用促進法では、精神障がい者も法定雇用率の算定基礎に加えられており、雇用に当たって精神・発達障がいの正しい知識と理解を深める必要がある。 ・障がい者の就職説明会等の障がい者雇用の促進につながる機会や場が、身近な地域で開催されることが必要である。</p>	<p>・ハローワークや三重県障がい者雇用推進企業ネットワークなど関係機関や事業者と連携して障害者の就労の促進に努めていく。また、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の受講を促す等により、精神・発達障がいについて正しい知識と理解を深め、支援者の増加につなげていく。 ・ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携し企業と障がい者のマッチングの場が身近な地域で設定できるよう調整をしていく。</p>
			<p>3 社会的事業所への支援 一般企業での就労が困難な障がい者が、障がいに配慮した環境で障がいがあっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。</p>	<p>・社会的事業所の新規参入に対する補助制度はあるものの、新たな新規参入事業者に関する情報等はなかった。社会的事業所への役務の調達を行った。</p>	<p>・新たな社会的事業所の参入に関する情報はなく、三重県社会的事業所創業支援モデル事業補助金交付要領が令和2年10月28日に廃止され、市の補助制度についても廃止も含めて検討する必要がある。</p>	<p>・今後も新たな参入が見込めないのであれば新規参入に対する補助金制度の廃止を含めて検討をする。現在の社会的事業所については、物品等の調達をするなどの支援を継続していく。</p>
			<p>4 農福連携による新たな雇用機会の創出 農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。</p>	<p>・産業振興課農業G職員が障がい者施設を経営する農場（水耕栽培）を訪問見学を行った。障がい者の実際の作業見学や施設運営者の説明を受け、今後の施策の参考とすることができた。</p>	<p>・地域における公益的な取組の一つとして、関係機関と連携を図り、農福連携事業の可能性について検討を進めていく。</p>	<p>・障がい者支援G、農業Gが農福連携関係の研修等には積極的に参加し、地域における公益的な取組の一つとして、関係機関と連携を図り、農福連携事業の可能性について検討を進めていく。</p>
			<p>5 市職員の障がい者雇用 市役所における障がい者雇用は、公的な役割や障害者雇用促進法を踏まえ、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。</p>	<p>・新たに障がい者を雇用することにより、市長部局における法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならぬ障がい者数、いわゆる「不足障がい者数」はない。</p>	<p>・障がい者の働き方によっては、対象障害者として算定できないこともあり、計画的な障がい者雇用に取り組む必要がある。</p>	<p>・国・地方公共団体等の障害者の法定雇用率が、令和3年3月1日に2.6%に引き上げられたが、今後も不足障がい者数が無いよう計画的に採用に取り組む。</p>

基本	実施	施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
			<p>就労定着に向けた支援</p> <p>1 就労定着のための訪問・面談等の支援の充実 就労に伴う生活面の課題に対応するため、障がい者やその家族、事業所と連絡調整等を行う就労定着支援サービスを活用し、障がい者が仕事を継続できるよう支援します。</p> <p>2 就労に関する情報提供・相談体制の充実 障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業における「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」開催の促進や障がい者、事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に取り組みます。</p>	<p>・一般就労に繋がった障がいのある人に、就労定着支援事業の説明を行い利用促進に向け取り組んだ。令和2年度中の就労定着支援事業の利用者は4人であった。就労を定着させるために継続的に必要な支援を受けている。</p> <p>・障がい者週間に合わせて、障がいのある人の雇用や就労に関する相談支援を行う機関として障害者総合相談支援センターあいの周知を行った。亀山市雇用対策協議会で事業者へハローワークが主催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の活用を促していたが、今年度は協議会での周知の機会がなかった。</p>	<p>・就労定着支援事業の利用促進に向けては、対象者に向け就労定着支援事業の内容や利用申請の方法等について周知し、同時に、亀山市域における就労定着支援事業者を増やしていく必要がある。</p> <p>・就職説明会などの開催について、障がいのある人にとって身近な地域で参加しやすい説明会になるよう関係機関と連携しながら、就労に向けた情報提供に取り組む必要がある。</p> <p>・事業者に向けて、ハローワークが主催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の活用を促していく。</p>	<p>・一般就労の対象者に就労定着支援事業のサービスの案内を行うため、就労移行支援事業所等から提出される契約解除の報告を徹底するよう各事業所に案内し、必要な人に就労定着支援事業のサービス利用を繋げ就労が継続できるよう支援していく。</p> <p>・本人が悩みを抱えこみ離職に至らないよう、関係機関と連携を図りながら、継続的な支援に努める。</p> <p>・亀山市雇用対策協議会等において、障がいのある人の雇用や就労に関する相談・支援を行う機関として総合相談支援センターあいの相談窓口等について引き続き周知していく。</p>
(6) 自立生活のための環境整備(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P59～66)						
			<p>障がい福祉サービスの充実</p> <p>1 自立を支えるサービスの充実 障がい者のニーズを把握し、訪問入浴等の新たなサービスの検討を行い、障がい者の自立に向けたサービスの充実を図ります。</p> <p>2 情報提供・コミュニケーション支援の充実 障がい者一人ひとりに応じた多様な手段(聴覚障がい者向けのメール配信サービス等)による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。</p>	<p>・障害支援区分の審査会を開催し、個々の状況・特性に応じた区分認定を適正に行い、各種サービスの支給決定に繋がった。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、通所入浴サービスを自粛し入浴が十分にできていない重度障がい者に対し、訪問入浴サービスを提供する等、コロナ対策により生じた課題について随時対応を行った。</p> <p>・窓口配置した手話通訳(1人)は、令和2年度で延べ8件(実利用者4人)の利用があった。外部への派遣については、意思疎通支援事業により手話通訳者派遣を1件派遣した。</p>	<p>・障がい者の自立に資する福祉サービスの提供を行うためには、ニーズの把握、社会資源の開発、相談体制の構築をさらに進める必要がある。</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点から今後遠隔での手話通訳の検討も必要である。</p>	<p>・第2次障がい者福祉計画に伴うアンケート調査を実施し、障がいのある人やその家族のニーズを把握し、必要な施策検討及び体制の構築を進めていく。</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大防止への対応も視野に入れ障がいがある人の特性に応じた多様な手段による情報提供を引き続き検討・実施していく。</p> <p>・意思疎通支援を必要とされる人支援が広がるよう、窓口における意思疎通支援事業の利用案内等、周知を行っていく。</p>

基本	実施	施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
			<p>3 居住環境の整備 グループホームや短期入所施設などの基盤整備を促進するとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後への備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組みます。</p>	<p>面的整備型の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域の各部会において、相談体制や緊急時の対応方法などについて、施設関係者等と意見交換を行い、検討を進めた。</p>	<p>・地域生活支援拠点の整備のために、特に課題である緊急時の受け入れ対応先、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを重点的に進める必要がある。</p>	<p>・地域生活支援拠点の整備のために体制の制度化、受け入れ対応先の調整、人材の確保について具体的に検討、整備していく。</p>

基本	実施	施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
			ユニバーサルデザインのまちづくりの推進			
			1 亀山駅周辺整備に伴うバリアフリー化の推進 亀山駅周辺の整備において、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに努めます。	・市街地再開発事業により整備する施設建築物及び公共施設(道路・駅前広場)について、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合が実施する工事への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めた。	・現在、工事の実施に伴い、交通規制や迂回路等の設定により、交通規制が発生していることから、早期の供用に向け工事を進める必要がある。	・令和2年度に着手した施設建築物及び公共施設について、組合が実施する工事への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を実施する。 <今後の予定> 施設建築物工事：R2～R4 公共施設工事：R2～R4
			2 公共施設等のバリアフリー化の推進 施設等の建設において、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、おもいやり駐車場の適正利用等、優しさとおもいやりのある行動を促します。	・西野公園便所建替工事南側1棟の実施に当たり、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づいたバリアフリー対応便所を完成することができた。また、おもいやり駐車場も併せて整備することができた。 ・市の施設に、県作成のおもいやり駐車場の適正利用のポスターを掲示・周知に努めた。	・現状施設の老朽化が著しくなっているため、公園施設の利便性に配慮した整備を計画的に行う必要がある。また、交付金事業の内示率が年々減少傾向にあるため、事業採択可能な改修施設を選定し、国の補正または、制度改正等の情報をいち早く収集し財源確保に努めていく必要がある。 ・おもいやり駐車場の利用が適正でないという情報がある。	・施設等の建設においては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、おもいやり駐車場などの整備に努めていく。 ・おもいやり駐車場の適正利用について窓口での申請の際に丁寧に説明するとともに、広く広報等での適正利用の啓発に努める。
			3 道路等の安全確保の整備 道路の整備は、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進めます。また、視覚障がい者誘導用ブロックの維持管理等、歩行者の安全確保に努めます。	・南鹿島線における歩道新設整備で、歩車道が分離され、交通安全性が向上したとともに、移動しやすい横断勾配で整備することができた。	・交付金事業の内示率が年々減少傾向にあるため、交付金事業においては、事業採択可能な改修施設を選定し、国の補正または、制度改正等の情報をいち早く収集し財源確保に努めていく必要がある。	・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、設計時において勾配や段差の解消・点字ブロックや縁石の設置等に配慮した整備に努める。既存の道路については、定期的な点検を実施し、破損箇所の早期発見と修繕に努めていく。
			4 障がい者に配慮した市営住宅の整備 障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。	・令和2年10月に栄町北住宅8戸を借上げ、UDに配慮した市営住宅を提供することができた。	・民間賃貸住宅を市営住宅に転用して欲しいという事業提案者が少ない。	・障がいがある人が安全で快適に暮らせる環境づくりのため、R3年度さらに別の地区に民間住宅(8戸)を公営住宅として確保する予定である。

基本	実施	施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
			<p>5 有効な情報提供手段の導入 障がいの有無を問わず情報を得られ、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応等、情報提供の充実を図ります。</p>	<p>・個々のページ更新時に、対応が不十分な箇所があった場合はその都度改善を行い、必要な情報提供に対応した。なお、職員研修については、令和2年度末にホームページリニューアルを行ったことから、広報研修(3月から翌年度4月に動画配信により実施)では説明を行わず、次年度に行うこととした。</p>	<p>・CMSを操作する全職員を対象に研修を行うことが難しいことや担当職員の異動等により、ページの作成者間で、ウェブアクセシビリティへの理解や対応のばらつきが見られる。</p>	<p>・引き続き、職員研修を行うほか、具体的なページ作成マニュアルを作成しグループウェアに掲載するなど、ウェブアクセシビリティの向上を図る。</p>

基本	実施	施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
			防災・安全対策の充実			
			1 防災知識に関する情報提供の充実 災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練において周知する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。 ・地域が実施する防災訓練等で、災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を実施しているものの、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりの確立には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練や地域が実施する防災訓練時について、障がいのある方が参加できるように、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車いす等を利用した避難訓練等、障がいのある方を想定した訓練を引き続き行っていく。
			2 災害時の要支援者対策の推進 大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を再構築するとともに、避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、避難行動要支援者名簿を活用した地域の防災訓練等について周知啓発を行った。 ・避難行動要支援者名簿に係る避難支援者向けの取扱いの内容について、名簿の運用や利活用など、記載内容を見直し、自治会連合会に提案し意見を伺った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな機会を通じて啓発を行っているものの、地域における避難行動要支援者支援体制の確立には至っていない。 ・避難行動要支援者名簿に基づいた避難支援プラン(個別支援計画)の作成を進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、避難行動要支援者名簿を活用した地域における避難行動要支援者支援に関する普及啓発を引き続き行うとともに、亀山市総合防災マップを活用した普及啓発を行う。 ・避難行動要支援者名簿の取扱いに基づき、名簿の更新作業を進めつつ、全世帯に各戸配布するわたしの防災マップを活用した、地域の共助による避難支援プランの作成の促進に取り組んでいく。
			3 福祉避難所の確保、備蓄品の充実 災害時等に一般の避難所では避難生活が困難な障がい者が避難できる福祉避難所を確保するとともに、障がいに配慮した日常生活用具等の備蓄を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄している避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、障がい者に配慮した備蓄品の追加や数量について検討を行う。 ・災害に対する備えとして、市内の7か所の福祉避難所協定事業所に福祉避難所マニュアル(ひな形)を提供し、各事業所では施設に応じたマニュアルが整備された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が公助の範囲で準備すべき備蓄品及び数量等の整理がなされていない。 ・備蓄品なども含めて、福祉避難所協定事業所との協議の場が年1回程度必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き備蓄している避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、障がい者に配慮した備蓄品の追加や数量について随時検討を行う。 ・福祉避難所協定事業所と市の関係部署との協議の機会を設定し災害時の福祉避難所として準備をしていく。

基本	実施	施策	取組内容	令和2年度実績・成果	これまでの課題	令和3年度以降の方向性
			権利擁護対策の充実			
			1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制など、利用者がメリットを実感できるよう、広報、相談、利用促進などの機能を備えた機関を設置する等、権利擁護を支援する地域連携体制のしくみづくりを検討します。	・県の成年後見制度利用促進市町支援事業に手上げし、県弁護士会・県司法書士会・リーガルサポート三重支部・県社会福祉士会との意見交換や、健康福祉部職員・社会福祉協議会の職員を対象として、「求められる中核機関のあり方」と題した研修会を開催した。	・成年後見制度利用助成事業実施要綱の対象者が市長申立てに限られているため、国の通知に即して、早急に是正する必要がある。	・中核機関の設置に向け、関係機関・関係団体のヒアリング調査を進めていく。また、成年後見制度利用助成事業実施要綱の見直しや法人後見実施の検討を進めていく。
			2 成年後見制度の利用の促進 成年後見制度の積極的な情報提供を行い、制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議します。	・弁護士等の専門職後見人は助成制度が浸透しつつあるが、親族後見人等には周知が必要である。 ・障害者総合相談支援センターあいでは、随時後見制度の情報を必要としている方に情報提供を行った。(6件)	・弁護士等の専門職後見人は助成制度が浸透しつつあるが、親族後見人等には周知が必要である。 ・成年後見制度に係る窓口は、今後高齢者と障がい者の部署が連携を図った情報提供を行っていく必要がある。	・成年後見制度に係る窓口は、今後高齢者と障がい者の部署が連携を図った情報提供を行っていく必要がある。また、法人後見制度は、中核機関の設置にあわせ、一体的に整理していけるよう進めていく。
			3 日常生活自立支援事業の充実 判断能力が低下した人等に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業により生活支援の充実を図ります。	知的・精神障がいがある人が、地域において自立した生活ができるよう、日常生活自立支援事業における生活支援員がサポートをし、日常生活における福祉課題があれば、CSWにつなぎ支援する等を行った。	利用者とその家族が本事業について十分に理解できていないケース、もしくは、本事業のみでは解決に至らない課題を抱えるケースも多いため、部署間・組織間の連携によりサポートする必要がある。	自立支援において、金銭管理は重要かつ困難が生じやすい課題であるため、周知・啓発活動を行い、本人や支援者の理解を高めていく。
			4 虐待防止による権利利益の擁護 関係各室、警察等の行政機関や司法書士等の法曹などの関係機関との連携・協力体制を強化し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護します。	・R3.3高齢者・障がい者虐待防止代表者会議を書面で開催。市内で発生する虐待案件の状況を情報共有し、連携強化した。 ・県主催の障がい者虐待防止・権利擁護研修に市職員が参加し、虐待ケース対応についての講義や演習を行い、支援方法について意見交換などを行った。	・高齢者人口の増加により虐待事案も増えていくことが予想され、成年後見制度や日常生活自立支援事業の制度の活用や地域関係者との見守りなどの連携により、高齢者の自立した生活を支える体制を充実させる必要がある。 ・虐待ケースは様々な問題が複雑化している中で発生しており、関係機関が情報を共有しそれぞれの役割で連携し支援をする必要がある。	・地域包括支援センターを2カ所増設し、虐待についてもより身近に支援・相談を行えるよう取り組む。 ・虐待通報が、速やかに相談窓口につながるよう、市の虐待相談窓口の周知を継続し行う。 ・今後も高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を開催し、関係機関との情報共有を継続的に進めていく